

要配慮者利用施設（学校）に係る避難確保計画作成の留意点

- 大雨等による河川の氾濫や土砂崩れ等については、(事前の気象情報により、休校・休園等の措置をとったり、保護者に引き渡しをしたりすることで、幼児児童生徒が、学校(園)の施設に残っている状況は想定しにくいと思われ
ますが、) 幼児児童生徒が何らかの理由で学校に在籍(園)している場合を想定し、水防法及び土砂災害防止法に係る「避難確保計画」を作成又は既存のマニュアルに追記するようにしてください。
- 作成・追記の際には、「法に基づく記載事項」を必ず盛り込むようにするとともに、休校・休園を判断するタイミングなども記載してください。(既存の学校版タイムラインを含めた危機管理マニュアルへの追記等)
- 寄宿舎を有する学校(園)については、保護者へ引き渡すのか否か、そのタイミングはどうするのか等を含め、計画(マニュアル)の見直しを行ってください。
- 梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災教育及び避難確保計画に基づく避難訓練を毎年実施するようにしてください。また、これらの防災教育及び避難訓練については、避難確保計画に記載しますが、学校保健安全法に基づく学校安全計画や、防災教育に関する指導計画にも反映させてください。
- 避難確保計画に記載する「事前に準備しておく資機材等」には、保護者引き渡しに使用する「緊急連絡用(引き渡し)カード」を含めてください。
※「緊急連絡用(引き渡し)カード(例)」は、「学校防災に関する手引き(改定版)」(平成25年9月 茨城県教育委員会)の60ページに掲載してありますので御参照ください。
URL : <https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/karada/bousai/bousai/index.html>
- 避難確保計画作成後は、所在する市町村長(市町村防災担当部局)へ報告(個人情報等を含むものを除く)してください。